

マグライトは「凶器」か？

杉並署・職務質問事件

2019年12月7日、杉並署の警察官3人組（警部補、巡查長、巡查）が、仕事の移動の合間に駐車場に停めた乗用車の中で仮眠している男性を起こし、男性が車内に持っていたマグライト（大きい懐中電灯）を一方的に「凶器」と決めつけ、男性から取り上げた。このまま警察署に来るよう言われた男性は、直後に仕事が入っていたことから、「別の日にして欲しい」と頼み、後日、出頭を約束させられて、その場から何とか解放された。しかし、懐中電灯を持っていたことが犯罪とされたことに納得できず、警察ネットに相談した。

弁護士はA氏の弁護人として以下の点が問題だと杉並署に書面で指摘した。

- 1) 警察官職務執行法第2条で規定する職務質問の要件（「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者」）を充たしていない
- 2) 警察官に車内を物色する権限はない
- 3) 警察官はA氏に「駄目なんですよ」と言っただけで、罪名を告げていない
- 4) 任意提出書を作成していない
- 5) 領置調書を作成していない
- 6) 所有権放棄書を作成していない
- 7) A氏は所有権に基づいてマグライトの返還を求める
- 8) 警察官らはA氏宅を確認するためのA氏の同行を求めているが、その法的根拠は
- 9) 警ら勤務の警察官が3人だったのは最も若い警察官の実施訓練だったのではないか  
弁護人として繰り返し杉並署に問い合わせたが、全く回答なしだった。

そこで警視総監宛てに通知すると、間もなく杉並署のH警部補から電話があり、弁護人が署に赴くと、マグライトの還付（返還）を受けることができた。説明も謝罪もなかった。